

第三者評価結果

事業所名：港北コスモス保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画は、法人内2園共通の様式で、児童福祉法、保育所保育指針、園の理念・方針、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10項目を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しています。加えて子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、環境への配慮、地域との交流などを考慮しながら作成しています。計画の作成は園長・主任が行いますが、全職員が目を通してしています。横浜市の監査を通じ、養護の項目の書き方、長時間保育の配慮などの助言を生かしています。全体的な計画の見直しを踏まえ、当該年度の指導計画や保育等に反映していますが、まだ園全体として生かされていない部分があると感じています。今後の取組が期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 保育室内の温湿度はコスモス伝言やプレスチェック表に記録しています。窓を開けての換気、空気清浄機、加湿器の設置、扇風機やサーキュレーターで空気の流れを作っています。保育室窓から十分な採光が得られます。日々の清掃はその日の担当を決めて行い、清潔な状態を保つようにしています。安全チェック・ヒヤリハットの確認を行い、園内を日々消毒し、衛生面にも気を配っています。土曜日は抗菌の機械を使った玩具消毒をしています。その他、主任が全体を見る安全点検も行っています。建物の経年劣化に伴い床の張替えをしています。午睡時は3歳児以上は簡易ベッドを使用しており、衛生面での管理がしやすくなっています。0~2歳児は布団ですが通気性が良い素材を使用しています。敷物、棚、机などのほか、廊下や1階エントランスを利用して生活動線、生活空間の確保を工夫しています。トイレ設備の臭い対策のため、窓を開けたり、24時間換気をしています。便器の大きさ、手洗い場など子どもの使い勝手に配慮した造りになっています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時の保護者からの提出書類や個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察、送迎時の保護者とのやりとりなどからも子どもを把握し、十分尊重しています。法人の共通の理念の1つとして「子どもたちの幸せを願い、愛情豊かななかかわりの中から世の中を直視できる子どもの育みを大切にします」を掲げており、職員はそれを理解し、子どもの気持ちや欲求を受け止めています。各クラスが閉鎖的にならないよう、お互い協力し合っています。気になることがあった時は園長や主任が応援に入ったり、設置している防犯カメラの記録を確認することで全職員が振り返りをし、改善につながるようにしています。また、毎月人権に関するリストでセルフチェックを行い、自分自身の保育を振り返る機会を設けています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 法人の方針の中に、礼儀を重んじる、世の中のルールに順応できる子どもの育みを掲げており、年齢や発達に合わせ、挨拶、排泄、着脱等、基本的な生活習慣を身につけていくための援助を行っています。強制、無理強いせず、本人の意思を尊重しています。箸は3歳くらいを目安にしていますが、個別に対応しています。歯磨きは2歳児が12月頃からコロナの感染状況を見ながら再開しています。その際は子どもたちの間隔を保ちながら行っています。活動時は動と静のバランスを考えています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、年齢に応じて紙芝居や絵本など用いて理解できるように話をしたり、働きかけたりし、楽しく身につくようにしています。また、保護者には子どもの成功体験を含め園で行っていることを伝えたり、アドバイスをしたり、配付物なども利用してお知らせをしたり、家庭と連携して保育を進めています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 園庭での遊びや散歩先の公園などで戸外活動をしています。子どもの成長に合わせて散歩の距離や時間を延ばしたり、公園で植物や昆虫等自然と触れ合うこともしています。2歳児クラスからの英語、フィジカル、3歳児クラス以上のダンス、4歳児からのバイオリンがあり、それぞれの活動を情操教育に生かしています。室内では異年齢児と触れ合う機会も多く、遊びが広がったり社会的ルールに気づけるような関わりを心がけています。園バスを利用して三ツ池公園や岸根公園に出かけることもあります。コロナ禍で中止にしている取組もありますが、高齢者施設や他園や小学生との交流、大型ショッピングセンターでの買い物体験、消防署や警察署との関わり、環境資源局による環境学習、プロのサッカーチーム選手との交流などを行っており、園の子どもたちは地域の人に接する機会、社会体験が得られる機会が多くあります。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 衛生面に配慮をしながら、コーナー作り、おもちゃ・知育玩具の用意など乳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。遊びと生活の場は保育室内で分けています。乳児はつかまり立ちや歩行が安定しないため、室内用帽子を被り対策をしています。子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりをしています。入園して園生活に慣れるまでの間は子どもが好む職員との丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具やおもちゃは子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。ふれあい遊びやスキンシップを多く取り入れています。個別の連絡アプリケーション配信や日々の送迎時の保護者とのやりとりを通じて家庭との連携を密にし、子どもの情報共有をしています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どものペースを大切に、自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、できることからさりげなく援助しています。できたときは十分に褒めて自信や意欲につなげています。甘えたい気持ちも尊重しています。他クラスに遊びに行ったり、1階エントランスで過ごしたり、職員間で連携しながら探索活動ができるようにしています。子どもの発達に合わせておもちゃを入れ替え、遊びが広がるようにコーナーづくりをしています。全身を使って遊ぶときには、怪我につながる状況を予測し、安全に配慮しています。職員が一緒に遊んだり見守ったりしながら、友だちへの興味を大切にしています。相手の気持ちに気づくように、職員が代弁したり、思い通りにできない理由も伝えたりしています。個別の連絡アプリケーション、送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について保護者と連絡を取り合っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 幼児ミーティング等で各年齢の発達、子ども一人ひとりの姿をしっかりと見据えながら指導計画を作成しています。3歳児クラスは基本的な生活習慣が自分でできるようになってくるので「できたこと」に自信を持っています。4歳児クラスはさまざまな遊びや生活の中で友だちの思いに気づき、仲間とのつながりを深めることを目標に、一人ひとりが自分の力を発揮して過ごすことを大切にしています。5歳児クラスは集団の中で自分の意見が言えるような働きかけをしています。職員は子どもの考える力が養えるような言葉がけをしています。制作は皆で作る活動を取り入れたり、運動会・発表会では友だちと協力することで達成感を味わえるようにしています。日々の活動の様子は写真を添えた連絡アプリケーション配信で知らせています。その他幼保小連絡会や保育所児童保育要録で園の活動や子どもたちの育ちを伝えています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園内はバリアフリー構造でエレベーターや多機能トイレを設置し、障害のある子どものハード面での環境に配慮しています。障害のある子どもにはクラスの指導計画と関連付け、個々の状況や発達過程に合わせた4半期ごとの個別指導計画を作成し、個別指導計画をもとに配慮事項を話し合い、全職員で情報共有しています。来年度からは個別日誌もつけていく予定です。保育の中ではクラスや異年齢の友だちと生活や活動を共にし、成長し合える環境にしています。リハビリセンターの定期的な巡回があり、適切な助言を得ているほか、「障がいのある子どもの保育」について外部研修を受け、必要な知識や情報を共有しています。障害を「個性」として受け留め、インクルーシブル保育を行える体制を構築することを事業計画に明記していますが、保護者への情報提供には至っていません。今後の周知の取組が望まれます。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 月案に「長時間にわたる保育」欄があり、在園時間の長い子どもが無理なく園生活を送れるよう配慮しています。子どものその日の体調や機嫌が良くない場合など職員がゆったりと関わるようにしています。年齢の違う子どもが一緒になる時は低年齢児の安全な環境に配慮しています。子ども同士の関わりも楽しめるよう、職員が必要に応じて見守ったり、仲立ちをしています。2歳児クラスまで朝おやつや昼食は規定量提供のほか、おかわりも用意しています。保護者の申し出によっては夕食に響かない程度の補食を提供しています。アレルギーのある子どもへの急な対応に備え、アレルギー用のお菓子を用意しています。子どもの状況や連絡はコスモス伝言や職員間のアプリケーション配信を使用し、口頭でも情報を引き継いでいます。保護者への伝達はコスモス伝言や引き継ぎ簿を使用しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目があり、特に5歳児クラスはそれを意識した年間指導計画で保育を行っています。日ごろから数字や文字を取り入れたゲームを行ったり、手紙を書く機会を作ったりしていますが、教えるのではなく、自ら興味を持って取り組めるようにしています。他には1月後半から午睡をしない（子どもの様子によっては休ませる）、自分の物は自分で管理する、時間を意識し、見通しを持った行動をするなどを伝えています。小学校との連携については、コロナ禍にできることを考え、手紙のやりとりや学校見学を行っています。児童との直接の交流は控え、職員と教員と交流するなど工夫しています。保育所児童保育要録は、子どもの育ちや発達の状況を的確に記録をするほか、配慮事項等を記入して、子どもが就学する小学校に持参あるいは郵送しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 登園時に保護者から子どもの家庭での様子などを確認しています。職員は保護者の情報と子どもを観察することで一人ひとりの様子を把握しています。子どもの様子に変化がある場合は、迎えた時に伝え、帰宅後の家庭での様子や過ごし方などを翌日に必ず確認しています。子どもの罹患や予防接種追加状況は毎年追記をしてもらいます。子どもの健康に関する園の取組は、保健日より、園日より、給食日よりでも知らせています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の知識について、職員に周知しているほか、保護者には入園前の個別面談時に説明のほか、アプリケーション配信で注意喚起を促しています。子どもの午睡中は0歳児は5分、1歳になった子どもは10分、2歳からは30分ごとにチェックをしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 年2回、園医による健康診断、歯科健診を行っています。毎月身体測定を行い、成長曲線、カウプ指数の確認や栄養状態などの確認をしています。子どもの健康に関する記録はミーティング等で職員に伝えています。コロナ禍であることを踏まえ、手洗い、うがいの徹底などに注力しています。日々の歯磨きは職員が指導し、2歳児クラスは職員が仕上げ磨きをしています。子どもにも健康の大切さについて職員が伝えたり、歯科健診の後には歯科医・歯科衛生士から歯磨き指導を受けています。健診結果は保護者にはその日のうちに伝え、必要に応じて受診を勧めています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 食物アレルギーのある子どもは、医師からの「アレルギー疾患生活管理指導表」を保護者に提出してもらい、それに従い除去食を提供しています。提供の際は「保育所におけるアレルギーガイドライン」に沿った対応をしています。除去食の提供の際は一番先に配膳し、職員が隣につきまします。おかわりは栄養士に連絡し、誤った提供をしないよう担任が給食室に受け取りに行っています。職員はアレルギー疾患・慢性疾患について理解しているほか、横浜市から送られてくるアレルギーのヒヤリハットを全職員で共有し注意を促しています。その他対応について園内研修等で共有しています。保護者には、入園時に配付する「重要事項説明書」を通し、アレルギー等への対応をする旨を伝えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の中に「食を営む力の基礎」が位置付けられており、それを基にした年間食育計画があり、取組を行っています。食事は規定量で盛り付けをしていますが、子どもの個人差や食欲に応じて、無理強いくることのないような声かけや援助をしています。栽培では子どもと相談をしながらミニトマト、キュウリ、スイカなどを育て、楽しみながら食への興味関心を育てています。収穫したサツマイモは家庭に配ったり、給食でも提供しています。0歳児も大根を引き抜く手伝いをし、七草粥の具材になりました。クッキングは食材の皮むき、干し柿、クッキー作りをしています。例年、2歳児以上クラスで年3回くらいバイキングを実施して楽しんでいます。毎月の献立表は食材の説明、旬の野菜、栄養に関するトピックスなどを掲載し、保護者に園の食事を知ってもらえるように努めています。保育参加時の給食試食はコロナ禍のため中止しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>献立は法人の統括栄養士が旬の食材、季節ごとの年中行事、和・洋・中のバランスなども考慮しながら作成したものを使用しています。給食・おやつは手作りにこだわり、和食の出汁は昆布、かつお節等から取り、素材の味を引きだすようにしています。献立には、タイのカオマンガイ、ギリシャのムサカなど世界の料理を取り入れ、その国がどこにあるかなどを子どもたちが知るきっかけとしています。子どもの喫食状況は担任が毎日喫食状況調査をしているほか、栄養士・調理師が保育室を回ったり、バイキングの手伝い時などで子どもたちの様子を見ています。給食会議でクラスや個々の状況を把握しているほか、献立は2週間ごとのサイクルメニューとしているため、盛り付け方、形状、味付けなど次回に速やかに生かすことができます。給食室の衛生マニュアルに基づき毎日の業務の中で衛生管理や事故防止に努めています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「入園・進級のしおり（重要事項説明書）」に園が目指す保育を示しています。今年度はオンライン開催でしたが、年度始めの懇談会で保育の流れや子どもの育ちを説明しているほか、園だよりを始めとする各たよりを通じても理解を得るようにしています。行事ごとのアンケートでも、保育内容についての理解を把握したり、意見や要望を傾聴しています。ICT化を進め、アプリケーション配信で2歳児クラスまでは日々の子どもの様子や健康状態について各保護者と丁寧なやりとりをしています。3歳児以上クラスは保育の様子を写真を添えて配信しています。コロナ禍が続く中、保育参観・参加、運動会、クリスマス発表会を実施しており、園生活の様子の理解を得る機会や、子どもの成長を共有できる機会となっています。動画配信での保育参観も実施しています。保護者の様子で気になる時は面談を行い、子どもの生活を充実を図るよう努めています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者と直接顔合わせのできる毎日の送迎時に職員から積極的に声をかけています。話をするときは子どもの成長と一緒に喜んだり、保護者の思いに共感するなど信頼関係を築けるような関わり方を意識し、担任以外の職員とも話しやすい雰囲気作りを心がけています。保護者の様子を見ながら、態度、表情など、保護者のちょっとした変化に気づいた時は、さり気なく悩みや自宅での様子も聞くようにしています。担任が保護者から相談や質問を受けた際、その場で回答ができない場合には園長・主任に報告し、後日あらためて回答をしています。面談をした相談の内容は個別面談記録に残し、相談内容によっては継続的なフォローができるようになっています。アプリケーションからの相談はアプリケーションで返すこともあり、臨機応変に対応しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止や人権に関するマニュアルがあります。職員はそれを理解し、子どもの権利侵害の早期発見に努めています。家庭での子どもの権利侵害の兆候を見逃さないように登園時に健康観察、親子関係の様子などで状態の確認を行っています。情緒面からも子どもを捉えるようにしています。保護者支援が必要と思われる場合、職員は保護者が心を閉ざさないように、普段から声をかけ、何らかの困難などがあれば話しやすい雰囲気づくりや信頼関係を築くようにしています。子どもの権利侵害を確認した場合には区や横浜市北部児童相談所と連携を図る体制をつくっています。常に状況把握ができるよう、各ミーティングで共有し、対応できるようにしています。また、毎月人権に関するリストに基づくセルフチェックを行い、集計をとって職員間で共有し、意識を高めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>年間指導計画や月間指導計画は法人内2園で行う幹部ミーティングをはじめとする様々な会議で互いの疑問点、改善点などを意見交換しています。常に子どもたちが「考える」視点を含む指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら、指導計画に関する職員の自己評価を毎日、週ごと、月ごとと定期的に行っています。職員が立てた年間目標の自己評価は年2回行っています。年度末の園内研修で一人ひとりの保育目標の達成ができたかどうか報告し話し合っているほか、360度評価（他者評価、相互評価、上席評価）を受けることでも保育の改善や、保育の質の向上、意識の向上につながっています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめたり、保護者アンケートの結果を反映して園としての課題とし、保育所全体の自己評価をしています。</p>	